

菊川市下水道事業審議会

第 1 回 審 議 会 資 料

令和 7 年 8 月 8 日

静岡県菊川市下水道課

目次

CONTENTS

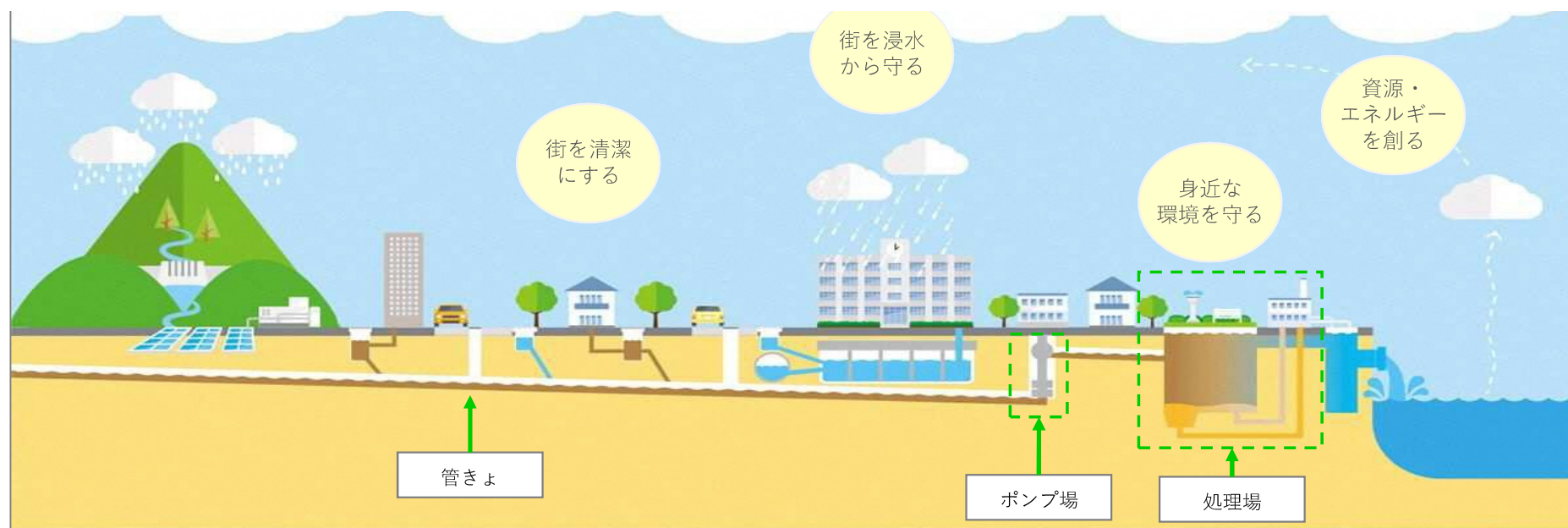
- 01 菊川市下水道事業の概要
- 02 菊川市下水道事業の下水道使用料
- 03 菊川市下水道事業の経営状況
- 04 菊川市下水道事業経営戦略の概要
- 05 下水道使用料の改定方針
- 06 今後のスケジュール

01 菊川市下水道事業の概要

(1) 下水道とは

下水道とは、家庭や工場、事業場などから出る汚れた水や雨水を、すばやく集めて流したり、きれいな水に処理をして、川や海などに放流する仕組みの施設であり、**管渠**や**処理場**、**ポンプ場**等の施設で構成されています。

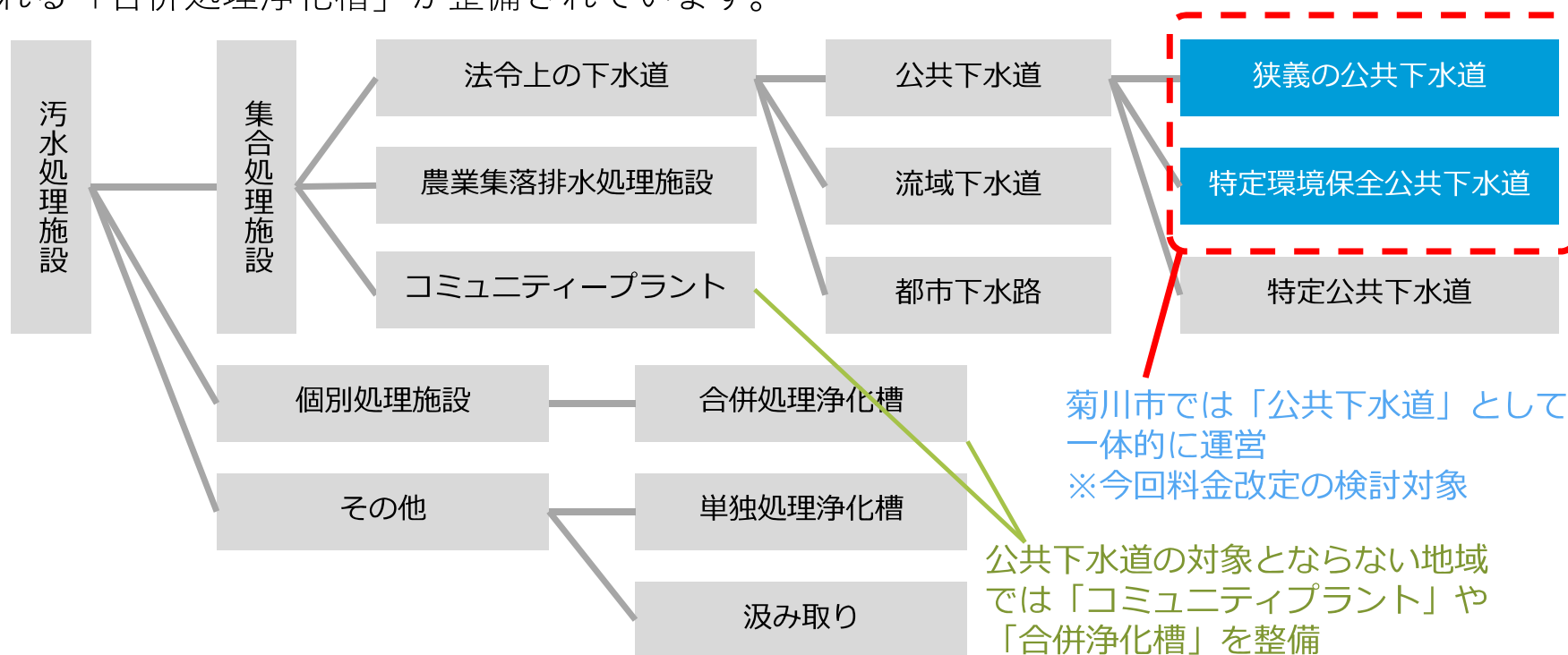
菊川市の下水道は、汚水と雨水を分けて処理を行う「分流式」を採用しており、現在は「**汚水**」のみを処理しています。



01 菊川市下水道事業の概要

(2) 菊川市の汚水処理施設について

下水道は管轄省庁や設置される地域の違い等により、複数の事業に区分されます。このうち、菊川市では「狭義の公共下水道」と「特定環境保全公共下水道」を『公共下水道』として一体的に運営しています（**今回料金改定の検討対象**）。『公共下水道』の対象とならない地域については、「コミュニティプラント」や個人負担により設置される「合併処理浄化槽」が整備されています。



01 菊川市下水道事業の概要

(3) 菊川市公共下水道事業の概要

【下水道施設】

- ・ 菊川浄化センター 1箇所
(処理能力：6,850m³/日)
- ・ 中継ポンプ場 1箇所
- ・ マンホールポンプ 16箇所
- ・ 管渠延長 約91km(汚水のみ)

【整備状況】

事業計画区域 約429 ha

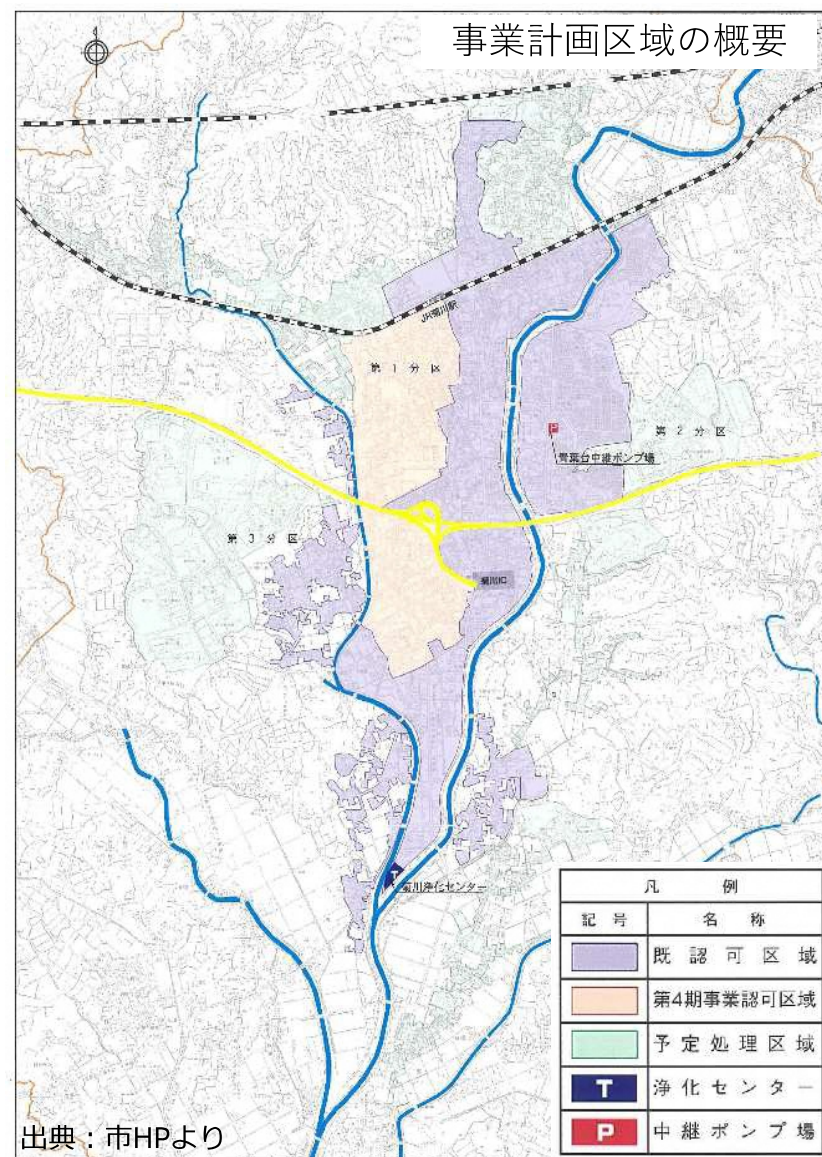
整備済面積 (R5) 355.2 ha

※整備率は82.7%(=355.2ha/429ha)

令和8年度に整備完了する方針

処理区域内人口 14,314人

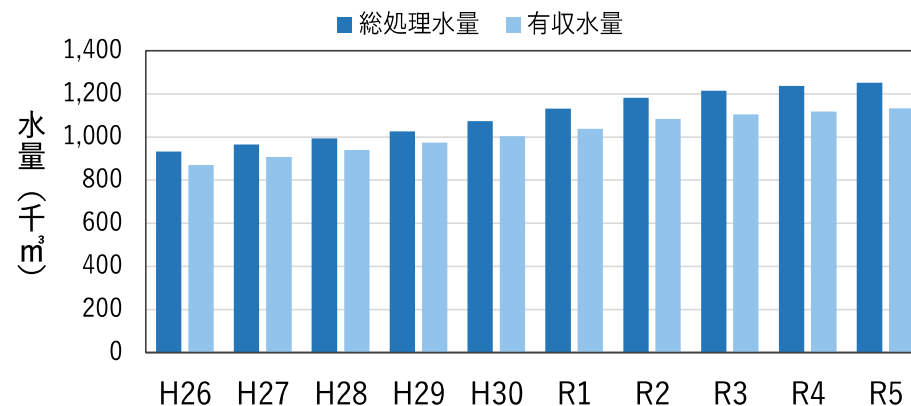
※行政人口47,450人に対する普及率は、
30.2%(=14,314人÷ 47,450人)



01 菊川市下水道事業の概要

(4) 人口・水量の動向

菊川市では「汚水処理施設整備構想」(R6.3)に基づき、公共下水道の整備を進めており、整備区域の拡大に伴い、公共下水道への接続人口が増加し、有収水量や総処理水量も増加傾向にあります。



			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口	処理区域内人口	人	10,869	11,467	11,594	12,390	12,944	12,989	13,435	13,578	13,962	14,314
	接続人口	人	9,087	9,824	10,339	10,896	11,701	11,946	12,249	12,625	12,954	13,350
	接続率	%	83.6	85.7	89.2	87.9	90.4	92.0	91.2	93.0	92.8	93.3
水量	総処理水量	千m³	932	964	993	1,026	1,074	1,131	1,183	1,215	1,239	1,253
	有収水量	千m³	870	908	939	973	1,005	1,038	1,085	1,104	1,119	1,132

02 菊川市下水道事業の下水道使用料

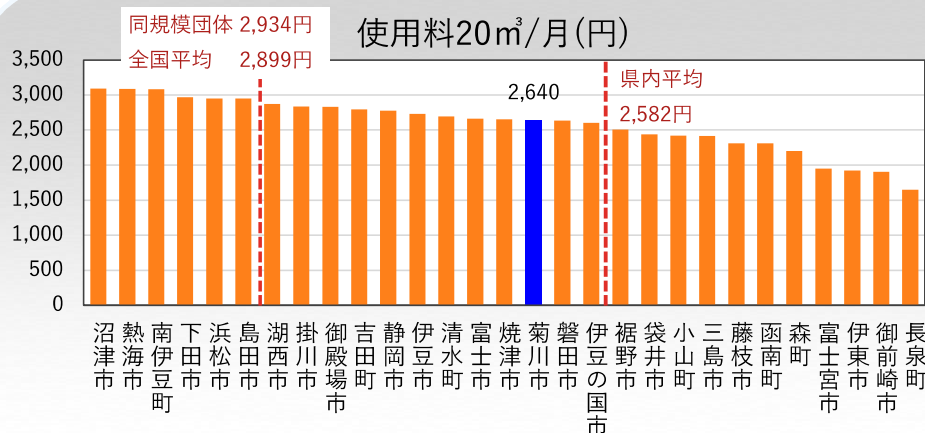
(1) 菊川市の下水道使用料体系

菊川市下水道事業の使用料体系は右表のとおりです。
基本使用料に従量使用料を加算する**二部使用料制**であり、汚水排除量の増加に応じて使用料が高くなる**累進使用料制**となっています。

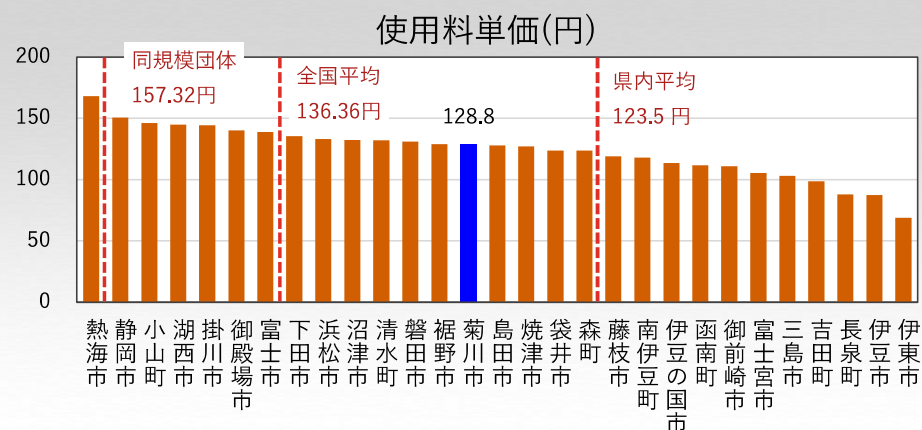
本市の下水道使用料の水準は、下の図に示すとおり、
県内平均より高いものの、全国平均や同規模団体よりも
低い水準にあります。

区分	2か月につき（税込）	
	汚水量	使用料
基本使用料	0～16m ³ まで	2,112円
従量使用料 (1m ³ につき)	16m ³ を超え100m ³ まで	132円
	100m ³ を超え200m ³ まで	143円
	200m ³ を超えるもの	154円

例：2月40m³使用の場合： 2,112円+3,168円=5,280円
 ・16m³までは2,112円
 ・24m³×132円=3,168円



出典：各市町村HPより集計



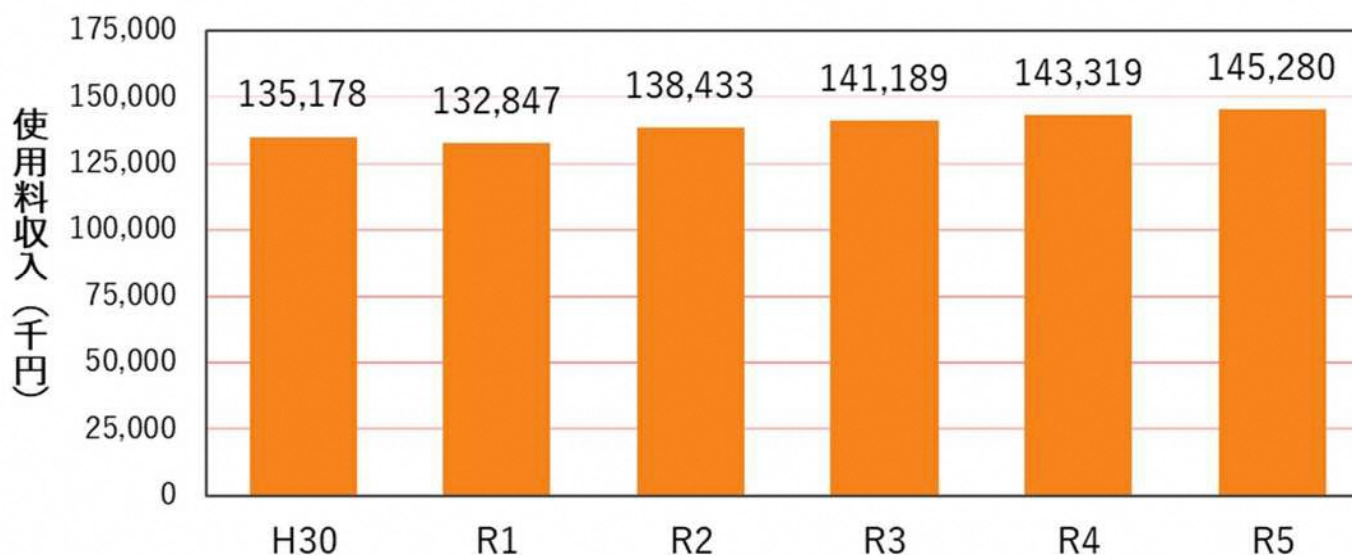
出典：総務省HP（令和5年度値）

02 菊川市下水道事業の下水道使用料

(2) 使用料収入の推移

下水道使用料は、コロナ禍で一時的に減収となった時期もありますが、接続人口の増加に合わせて微増傾向を示しています。

令和5年度の下水道使用料収入は約1億4,500万円となっていますが、年間有収水量が平成30年度（100万m³/年）から令和5年度（113万m³/年）で1.13倍に増加しているのに対して、下水道使用料収入は1.07倍の増加（ $=145,280 \div 135,178$ ）にとどまっています。



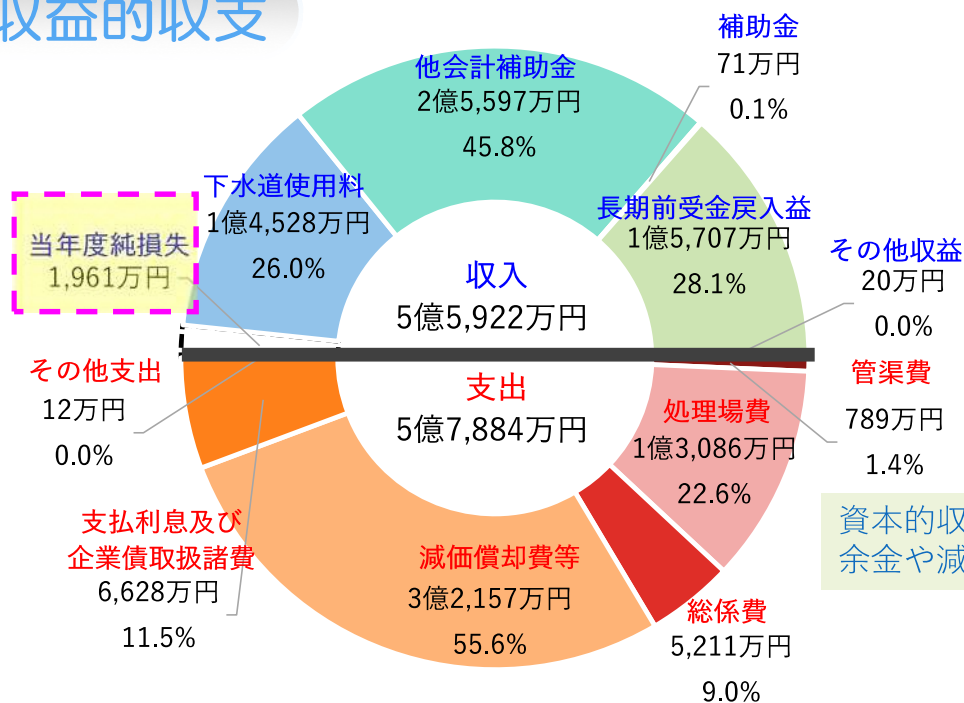
出典：決算統計（税抜）

03 菊川市下水道事業の経営状況

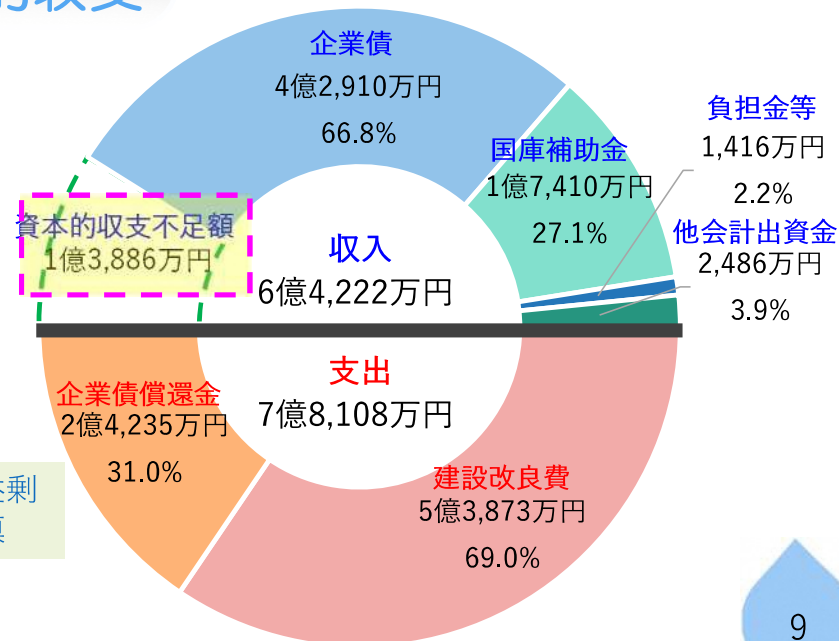
(1) 令和5年度決算

- 菊川市下水道事業では、平成30年度より『公営企業会計方式』を採用しており、同方式では、「収益的収支」と「資本的収支」に区分されます。
- 令和5年度決算では、収益的収支で純損失が、資本的収支で資本的収支不足額が発生しており、いずれも赤字の状態となっています。収入増などに取り組み、速やかに改善することが求められます。

収益的収支



資本的収支

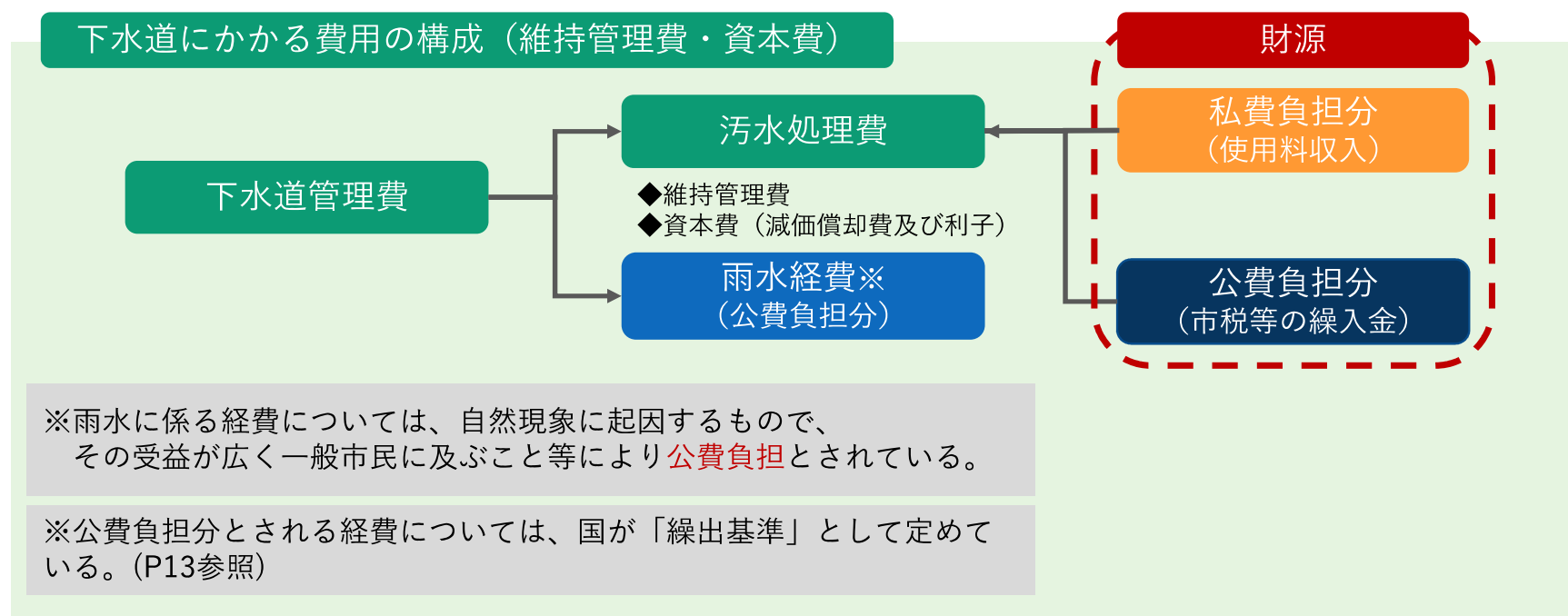


資本的収支不足額は、利益剰余金や減価償却費等で補填

03 菊川市下水道事業の経営状況

(2) 下水道における費用負担の考え方

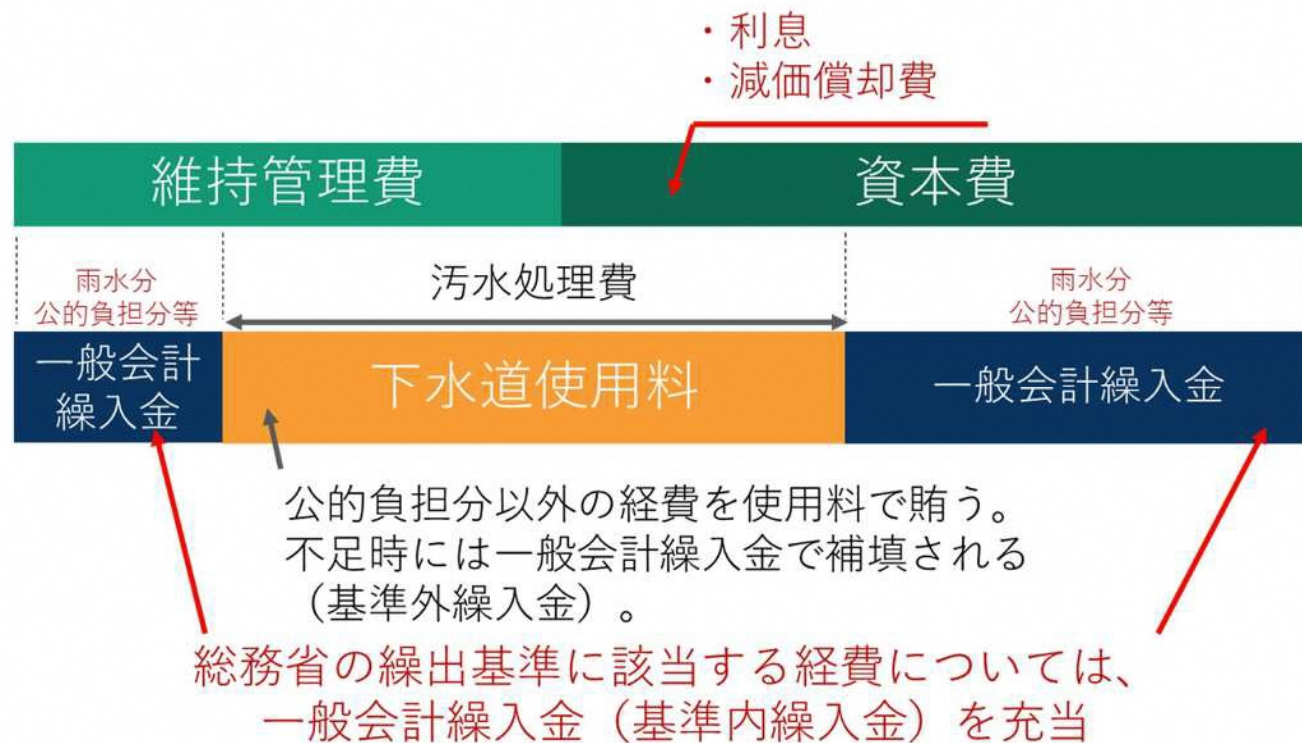
下水道事業での費用負担については、「**雨水公費・汚水私費**」の原則が基本となっており、それに加えて、下水道が担う役割や初期投資が大きい下水道の特性を鑑みて、様々な経費が公費負担とされています。



03 菊川市下水道事業の経営状況

(3) 使用料対象経費・経費回収率の算定

使用料の対象経費は、維持管理費と資本費から公費負担とされた額を控除した金額が対象となります。



※公的負担とされる経費については、総務省が『繰出基準』で定めています。（P13を参照）

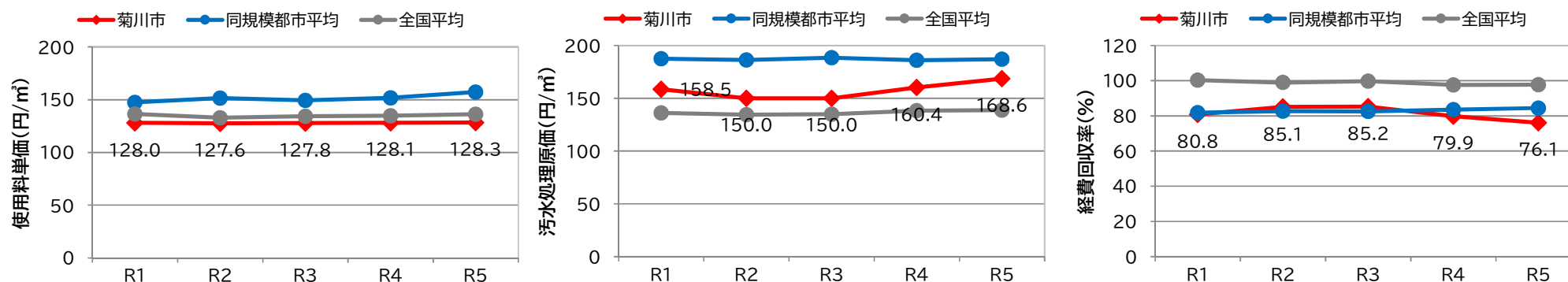
汚水処理原価150円/㎡以上に該当する資本費は「分流式下水道等に要する経費」に該当するため、使用料の対象経費からは控除される。

03 菊川市下水道事業の経営状況

(3) 使用料対象経費・経費回収率の算定

経費回収率は使用料対象経費を使用料収入によりどの程度賄えているかを示す指標であり、100%を上回ることが求められます。しかし、菊川市の経費回収率は76%～85%と100%を下回る状態が続いています。

■経費回収率：使用料収入÷汚水処理費
＝使用料単価÷汚水処理原価 ※汚水処理費を使用料収入でまかなえたら100%



菊川市の下水道事業では、使用料単価が全国平均や同規模団体平均よりも低い状態が続いています。

一方で、汚水処理原価は全国平均より高いものの、同規模団体平均より低いことから、費用面では同規模団体と比較して効率的な運営が行われているものと考えられます。

このことから、経費回収率の改善（向上）のためには、下水道使用料の見直しを急ぐ必要があるものと考えられます。

03 菊川市下水道事業の経営状況

(4) 一般会計繰入金について

一般会計繰入金には、「**基準内繰入金**」と「**基準外繰入金**」があります。

「基準内繰入金」は「繰出基準」に基づく一般会計繰入金であり、毎年、一般会計が負担すべき経費を「繰出基準」として国が定めています。

また、基準内繰入金だけでは収益的収支が赤字になる場合、企業債償還費等に充当する資金が不足する場合等には、市の判断により一般会計から繰入を行います。これを「基準外繰入金」といいます。

基準内繰入金

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1.雨水処理に要する経費 | 8.高資本費対策に要する経費 |
| 2.分流式下水道等に要する経費 | 9.広域化・共同化の推進に要する経費 |
| 3.流域下水道の建設に要する経費 | 10.地方公営企業法の適用に要する経費 |
| 4.下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 | 11.小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費 |
| 5.水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費 | 12.個別排水処理施設整備事業に要する経費 |
| 6.不明水の処理に要する経費 | 13.下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費 |
| 7.高度処理に要する経費 | 14.その他 |

基準外繰入金

「繰出基準」には該当しない一般会計繰入金

■収益的收入

収益的収支の赤字補填等が目的

■資本的收入

企業債の元金償還に充当する資金不足等に充当

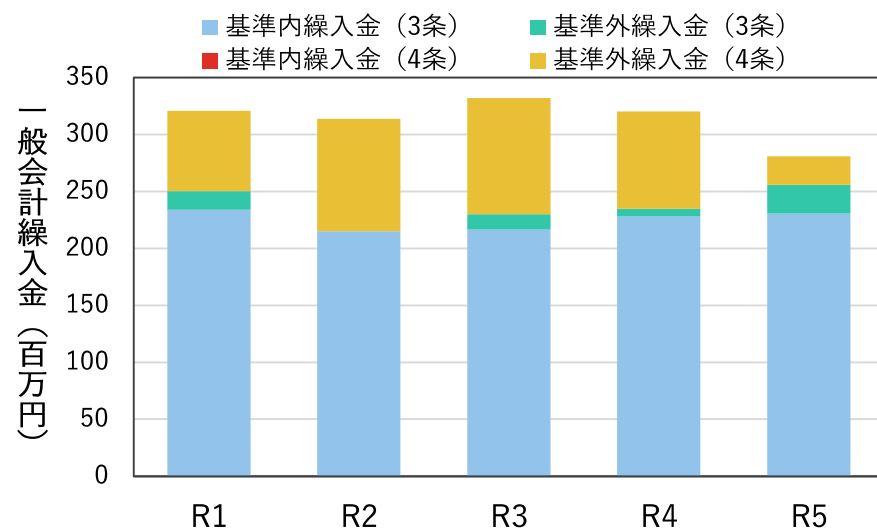
03 菊川市下水道事業の経営状況

(4) 一般会計繰入金について

菊川市下水道事業における一般会計繰入金の動向は以下のとおりです。

一般会計繰入金の総額は3億円程度で推移しています。

このうち基準内繰入金は2.2億円～2.5億円となっていますが、基準内繰入金だけでは不足するため、毎年、基準外繰入金が発生しています。



単位：百万円

	R1	R2	R3	R4	R5
一般会計繰入金	321	314	332	320	281
収益的収入	250	215	230	235	256
基準内繰入金 (3条)	234	215	217	228	231
基準外繰入金 (3条)	16	0	13	7	25
資本的収入	71	99	102	86	25
基準内繰入金 (4条)	0	0	0	0	0
基準外繰入金 (4条)	71	99	102	86	25

04 菊川市下水道事業経営戦略の概要

経営戦略とは

下水道事業を含む公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

計画期間

本市は社会情勢や取り組みの実績を踏まえ、令和5年度に経営戦略を改定しました（当初計画は平成30年度策定）。

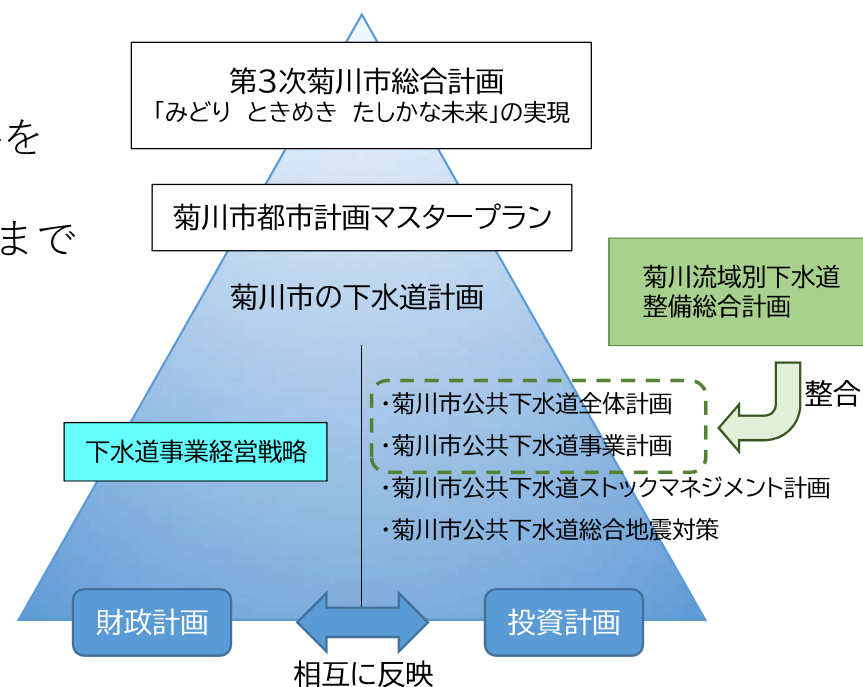
計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年を対象としています。

経営健全化に向けたロードマップ

社会資本整備総合交付金の交付要件に対応するため、経費回収率向上に向けたロードマップを策定しました。

収入増のための取り組みと実施時期

施策名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1 下水道使用料の改定				●（改定予定）					●（改定予定）	
2 普及促進	● 現行の取り組みを継続									



04 菊川市下水道事業経営戦略の概要

投資・財政計画（条件整理）

経営戦略では、以下の条件に基づき、収支計画である『投資・財政計画』を作成しています。

①建設投資

管渠整備、施設の耐震化及び老朽化対策等に対して、10年間で約40億円の投資を想定しています。

②人件費等

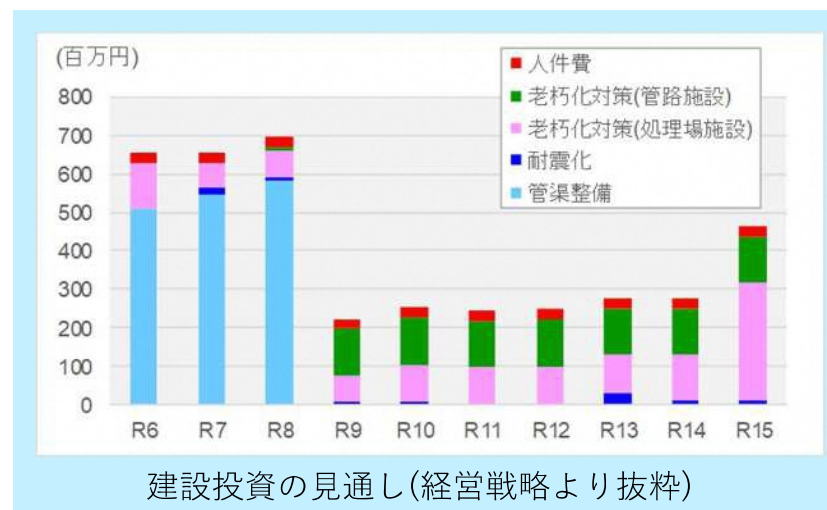
従来と同規模の体制前提で、年あたり0.18%の上昇を見込んでいます。

③財源

建設財源である国庫補助金や企業債、受益者負担金については、現行の補助制度や市の制度を前提として計上し、一般会計繰入金は毎年3億円を上限と設定しています。

④投資以外の経費

維持管理費については、過去の決算額等を参照に、2%の物価上昇を加味しており、企業債償還金については、策定当時の実績等を基に設定した条件により将来の償還予定額を算定しています。



<経営戦略における企業債償還金の条件>

償還方法：元利均等方式、償還期間30年（うち据置期間5年）、金利1.5%

04 菊川市下水道事業経営戦略の概要

投資・財政計画（検討結果）

■現行使用料を維持した場合の財政見通し

現行使用料体系を維持した場合の財政見通しにより、資金収支や経費回収率等の動向を検証しました。

<内部留保資金>

令和17年度まではプラスだが、令和18年度以降はマイナスとなり、中長期的な観点から、財源の確保が必要。

<経費回収率>

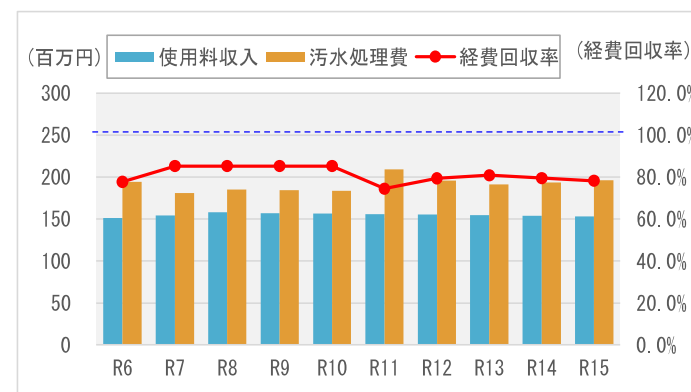
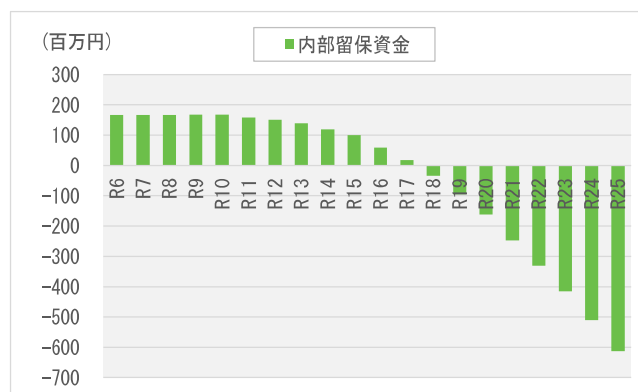
80%程度で推移する見通し。

■収支改善のための取り組みの必要性

財政見通しによる検討の結果、菊川市下水道事業においては、経費回収率の改善が優先度の高い課題であることを位置づけし、中長期的な観点からは、資金確保も必要であることを示しました。

<令和9年度の改定率17.5%の経緯>

- ①経営戦略(H30)にて、令和3年度に8.8%、令和8年度に8.7%の改定を位置づけ
- ②新型コロナウイルス流行の影響を考慮し、令和3年度の改定を見送り
- ③経営戦略(R5)では、上記2回の料金改定率の合計を次期改定率とし、改定率を17.5%と位置づけ



■収支改善のための施策(経営戦略R5)

- 下水道使用料の改定 令和9年度(2027年度)
改定率17.5%
- 下水道使用料の改定 令和14年度(2032年度)
改定率8.2%

05 下水道使用料の改定方針

■収支改善後の財政見通し

- ・令和5年度に改定した『菊川市下水道事業経営戦略』では、
経営健全化に向けた収支改善のための取り組みとして、
下水道使用料の改定を盛り込むものとししました。
- ・同経営戦略では、激変緩和措置として2回の改定により、
経費回収率を100%とすることを目指しています。



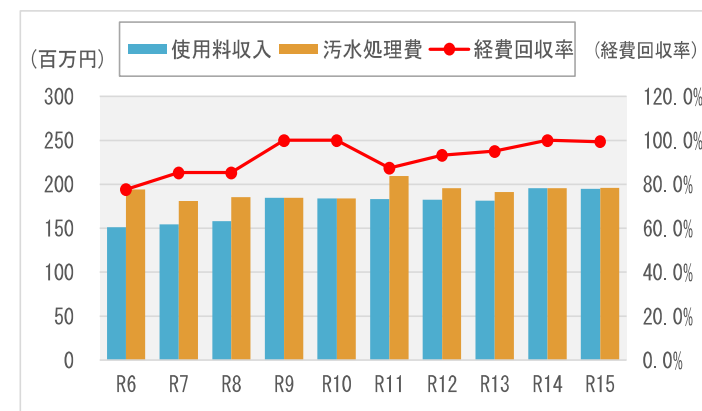
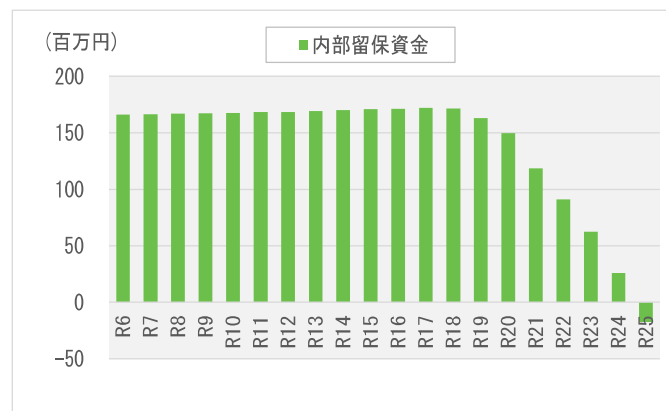
2回の下水道使用料の改定により、

<内部留保資金>

令和24年度までプラスとなる見通し

<経費回収率>

2回目の改定を行った令和14年度に100%を上回る見通し



06 今後のスケジュール

菊川市下水道事業審議会の今後のスケジュールは、以下のとおりです。

回数	開催年月	内 容
1	(今回) 令和7年8月8日	委嘱、諮問、正副会長選出 ＜報告事項＞ ■ 菊川市下水道事業の概要と経営状況 ■ 菊川市下水道事業経営戦略について ＜協議事項＞ ■ 経営改善に係る基本方針について
2	令和7年11月	＜報告事項＞ ■ 下水道使用料改定率について ■ 現状の下水道使用料体系について ■ 菊川市の下水道使用状況について ＜協議事項＞ ■ 下水道使用料改定率について ■ 下水道使用料体系について
3	令和8年2月	＜協議事項＞ ■ 下水道使用料改定案について
4	令和8年6月	＜協議事項＞ ■ 下水道使用料改定案について ■ 答申書案について
5	令和8年8月	＜協議事項＞ ■ 答申書案について